

答 申 第 232 号

令和6年10月18日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

令和6年2月22日付神行行第470号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定住居の立面図、断面図」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が立面図及び断面図を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和4年5月16日付で神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、建築主〇〇宅（神戸市北区〇〇の住宅。以下「本件住宅」という。）の立面図および断面図のコピー（建築住宅局の指定検査機関に図面保存）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和4年5月25日付で「建築基準法第12条第5項に基づく報告書のうち確認申請書第1面～第6面の写し及び一般図（見取図、配置図、平面図、立面図）」の公文書を特定のうえ、見取図、配置図、立面図については条例第10条第2号イ及び同条第6号に該当するとして、平面図については、加えて第10条第1号アにも該当するとして非公開とする決定（以下「前回処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、令和4年8月8日、前回処分を、本件住宅の立面図及び断面図を公開することに変更する、との裁決を求める審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、神戸市情報公開審査会答申第221号及びそれに基づく令和5年9月26日付裁決の内容を踏まえて、令和5年10月17日付で本件請求に係る公文書を「建築基準法第12条第5項に基づく報告書のうち立面図・断面図（当該住宅を部分的に断面表記したもの）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第10条第1号アに該当するとして、非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 請求人は、令和5年12月21日、本件処分を取り消し、本件住宅の立面図、断面図、及びロフト図面を公開することに変更する、との裁決を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和5年12月21日受付の審査請求書、令和6年1月4日受付の補正書、令和6年1月31日受付の反論書、令和6年7月30日の意見陳述、令和6年8月2日の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 請求人の南隣の建築物の建築主が、従来の瓦葺き2階建てから今様風の2階建てロフト付き（2階ほぼ全面）に建て替えたため高くなり、2階上部のロフト分だけ、請求人の1階リビングルームが影になる被害を被っている。北側斜線が、建築基準法及び神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（以下「住環境条例」という。）に適っているのかをまず図面上で確認したいため、建築主の立面図と断面図のコピー

- 一（高齢者でも判読可能なサイズ）を提出および説明をお願いする。
- （2）一律にすべてを非公開決定すること自体が問題である。日影被害者を全く考慮していない歪んだ条例である。日影に関与する建物の部分公開をすべきである。
- （3）外壁、壁面後退寸法、ロフト寸法などによる適合性を知りたいだけである。個人情報ならば、窓枠の外壁等を一面黒塗りされた図面提出ならば問題がないはずである。「知る権利」「日照権」「情報公開は原則的に公開されるもの」「住環境条例第3条から第6条まで、第16条、第37条等」が機能していない。また実効性が欠如している。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年1月19日受付の弁明書、令和6年8月22日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- （1）本件請求に係る公文書のうち、本件住宅の縦方向の内部空間が断面的に記載された図を含む平面図については、住宅内の間取りや縦方向の内部空間が明らかになる情報であり、居住者の日常生活をうかがい知ることができることから、第三者に知られることによりプライバシーを侵害する恐れがある。
- （2）また、立面図についても窓、扉の位置、図面の縮尺、使用材料などが記載されていることから、外観の各部の寸法や使用材料、開口部等の位置及び寸法等が明らかになる情報であり、個人の住居を狙った凶悪犯罪が多発し、重大な社会問題となっている昨今の状況を鑑みると、当該図面が社会に流通することになれば居住者としては不快感や不安感を抱くであろうことから、みだりに他人に知られたいと思ふことが通常であると考えられ、第三者に知られることによりプライバシーを侵害する恐れがある。
- （3）上記の理由から、本案件は個人が居住する住宅であり、本件公文書は条例第10条第1号アに該当するものとして非公開としたものである。
- （4）なお、確認申請書に関する図書のうち、建築計画概要書は閲覧が可能となり、建築物の最高高さや延べ床面積、建築物の位置を記した配置図など、建築物の敷地に関するものでプライバシーに関すること以外のものが記載されている。これは周辺住民が、近隣に建築される建築物によってどのような影響を受けるか、また建築される建築物が違反建築物か否かを知り得るために設けられた制度である。

#### 5 審査会の判断

##### （1）本件の争点について

処分庁は、本件公文書は、個人が居住する住宅の外観を詳細に記したもの、あるいは内部空間が明らかになるものであり、条例第10条第1号アに該当するとして、非公開とした。これに対し、請求人は、一律にすべてを非公開決定するのではなく、窓枠などの位置や寸法等を黒塗りにした図面であれば、個人の特定ができずプライバシー違反には該当しないため、部分公開をすべきであるとしている。

したがって、本件の争点は、本件公文書の条例第10条第1号アの該当性である。  
以下、検討する。

(2) 本件公文書について

建築基準法第6条では、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該工事に着工する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認申請を行い、建築主事または指定確認検査機関の確認を受け、建築確認済証の交付を受けなければならないとされている。処分庁によれば、当該建築物の建築確認を行ったのは指定確認検査機関であり、本件公文書は、当該検査機関から建築基準法第12条第5項に基づき処分庁に対して提出された報告書のうちの立面図及び断面図（当該住宅の縦方向の内部空間が断面的に記載された図を含む平面図）であるとのことであった。

審査会が本件公文書を見分したところ、立面図には、建築主の氏名のほか、当該建築物の東西南北各面の外観、各階の軒高の寸法、外壁、扉等の材質、仕様、図面の縮尺等が記載され、また平面図の一部にはロフト部分の断面図が記載されており、寸法、使用目的等が記載されていることが認められる。

(3) 条例第10条第1号アの該当性について

条例第3条は、条例の解釈、運用等にあたり「個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と定め、条例第10条第1号アは「特定の個人が識別され、もしくは識別されうる情報」であって、「公にしないことが正当であると認められるもの」については非公開とすることができる旨規定している。「公にしないことが正当であると認められるもの」とは、特定個人の主観的判断を基準とするのではなく、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常と認められる情報をいう。

本件公文書は、特定の個人が現に生活を営む住宅の立面図及び断面図（当該住宅の縦方向の内部空間が断面的に記載された図を含む平面図）であり、いずれも「特定の個人が識別され、もしくは識別されうる情報」に該当することは明らかである。

個人の住宅の平面図は、当該住宅の間取り、用途等を知ることができ、これにより、居住者の日常生活を窺い知ることができる情報といえる。本件公文書において平面図の一部に記載されている断面図についても、建築物の縦方向の内部空間が明らかになるものであり、平面図と同様に、居住者の日常生活を窺い知ることができる情報であるといえ、いずれも社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると考えられる。

また、立面図には窓、扉の位置、図面の縮尺が記載されており、図面の縮尺から窓、扉の寸法を測定することが容易であることが認められる。

立面図は、外観を側面から投影していることからプライバシー性が低いものとして、取り扱われている傾向にある。しかしながら、塀、植栽、工作物あるいは隣接する建築物等によって、外部からの建築物への視界が遮断されることもあり、外観の様子が当然に外部から明らかになるものとはいえない。

また、昨今、個人の住居を狙った凶悪犯罪が多発し、重大な社会問題となっている状況を鑑みると、仮に特定の建築物の外観及び開口部等の位置及び寸法等が明らかになる立面図が公開され、社会に流通することになれば、居住者としては不快感や不安感を抱くであろうし、そのような情報をみだりに他人に知られたくないと思うことが通常であると考えられる。

したがって、これらの情報は、いずれも特定の個人が識別され若しくは識別される情報であって、公にしないことが正当であると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

#### (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

#### (参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和5年12月21日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和6年1月22日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年1月31日	—	* 審査請求人から反論書を受理
令和6年7月30日	第368回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
令和6年8月2日	—	* 審査請求人から反論書を受理
令和6年8月22日	第369回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和6年9月30日	第370回審査会	* 審議